

第1回 魚津市地域クラブ推進協議会

8月26日(水)19:00～

1 開会あいさつ

2 報告・協議事項

(1)地域クラブ活動の現状報告

- ・R8の概要(認定地域クラブ制度) ・生徒の加入・活動状況等(部活動・地域クラブ)
- ・指導者の登録・謝金等 保護者負担金 ・生徒アンケート結果 ・学校における働き方改革
- ・スケジュール案 ・R8予算

(2)地域クラブからの話題提供 意見交換

運営について(保護者への連絡 会計 登録 場所確保 生徒指導 など)

(3)課題への対応

- ・地域展開の理解・周知 ・マルチスポーツ ・移動に係る安全確保
- ・こども性暴力防止法施行 ・学校部活動の在り方

3 その他

4 閉会あいさつ

資料目次

○R8の概要 ……3

地域クラブの認定制度 推進体制

○部活動・地域クラブの状況 ……6

加入状況 活動概要一覧

○生徒アンケート結果 ……9

○指導者・保護者負担金等 ……10

○学校における働き方改革 ……12

○スケジュール案 ……13

○課題への対応 ……15

地域課展開の理解・周知

マルチスポーツ

移動に係る安全確保

こども性暴力防止法

学校部活動の在り方

別添資料

①魚津市地域クラブ活動推進計画

②マルチスポーツ関係資料

③部活動協議会 記録

R8の概要 ～魚津市の地域クラブ活動・部活動～

国…改革実行期間スタート R8～13

魚津市地域クラブ活動推進計画 運用開始

予算 約1200万円(公費:受益者負担 = 3:1)

原則 休日の運動部活動なし

部活動協議会 発足

吹奏楽部 休日活動…部活動指導員配置

国・県・市
1/3

1500円～2500円/月

「地域クラブ活動」の認定制度 開始 **認定地域クラブ=12競技 14クラブ**(市10 スポラ4)

活動

休日+平日に活動 11競技 12クラブ

R8試行期間

大会

中体連大会に地域クラブで参加 8競技 9クラブ+(1クラブ 富山)

指導者

登録指導者 88名 うち教員12名(兼職兼業届)

活動に満足 約9割(生徒アンケート)

生徒

認定地域クラブ 29.2% その他のクラブ加入者 21.3% あわせてクラブ加入者は 全体の約半数

運動部 40.6% ↓ 文化部 23.9% → 不参加 35.5% ↑

魚津市立学校働き方改革推進プラン 運用開始

国 目標値 R11 時間外勤務 1月あたり 30h

市 R7 中学校教諭等 時間外 1月あたり 34.5h

「地域クラブ活動」の認定制度

「地域クラブ」を要件に基づき、**市が認定**する制度
→「認定地域クラブ」という

国のガイドラインより

目的…指導の質の担保 不適切行為の防止徹底 → 生徒にとって安心・安全な活動に

様々な公的支援…**認定地域クラブ活動であることが条件**

認定の要件

- (1)部活動の地域展開の趣旨に基づき、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与すること。
- (2)ガイドラインに基づき、適切な活動時間や休養日が設定されていること。
- (3)営利を主たる目的とせず、可能な限り低廉な会費を設定していること。
- (4)適切な指導の実施体制が確保されていること。
- (5)生徒の安全に配慮した体制が確保されていること。
- (6)適切な運営体制が確保されていること。
- (7)学校等との連携が適切に行われていること。

有効期間 3年
R10まで認定
(R9当初の申請不要)

R8.4.1から運用開始

R8…試行期間

認定の効果

- (1)参加促進のための児童生徒・保護者等への**情報提供**
- (2)地域クラブ活動の運営等への**公的支援**
- (3)教員等の兼職兼業の認可の対象
- (4)生徒の大会・コンクールへの円滑な参加

市教委が運営する地域クラブ 10
→認定地域クラブとみなす

スポラのクラブ 4
認定申請→認定要件の確認→認定

R8 魚津市の**認定地域クラブ** は 12競技14クラブ(うちスポラ4競技4クラブ)

県教育委員会
保健体育課
生涯学習・文化財課

国事業

魚津市地域クラブ推進体制 役割分担

R8予算
約1200万

市教育委員会

運営主体（事務局）

市スポーツ協会

スポーツ係

- 予算管理
- 県とのやり取り(実証事業)
- 保護者負担金等の徴収
- 研修の推進(県教委実施)
- 相談窓口
- 施設管理
- 競技団体との連絡調整

文化係

- 推進協議会
- 承認事項への対応
- 保護者説明会企画
- 推進計画策定
- 周知・広報
- 学校との連絡調整

学校教育係

- 全体計画
- 調査
- 承認事項への対応
- 保護者説明会企画
- 推進計画策定
- 周知・広報
- 学校との連絡調整

情報共有
共同事務
相談窓口

業務委託

連携

- 生徒加入手続き
- 保険加入手続き
- 指導者謝金支払い等の会計業務
- 周知・広報
- 保護者説明会運営
- 地域展開の試行推進
- 競技団体との連絡調整

スポーツ少年団との連携

総合型地域スポーツクラブ
うおづスポラ
<クラブ・教室の運営>

学校

- 生徒への周知協力
- 活動場所の利用調整
- 部活動の運営

連携

連携

生徒参加

認定地域クラブ

実施主体

- 地域クラブの運営・生徒への指導
- 学校との情報共有
- 大会引率

陸上競技 バレーボール バドミントン 水泳 サッカー
ラグビー 柔道 剣道 卓球 野球 ソフトテニス
バスケットボール 等

PTA

○市P連理事会等での報告

企業

○応援企業登録制度の周知

検討組織

部活動協議会

○事務局と学校、関係団体、保護者等と部活動の在り方について協議

推進協議会

○事務局と関係団体、クラブ、PTA、企業等との合意形成 情報共有 意見聴取

準備委員会

○事務局内及び学校との合意形成 情報共有 意見聴取

吹奏楽準備委員会

○事務局と指導者、関係団体、学校との合意形成 情報共有 意見聴取

R8 部活動の加入状況 5/1現在 全 825名

運動部 減 不参加 増
部活動の地域展開進展 → 地域クラブのみ所属 増

地域クラブに加入…21.9%
いずれも加入せず…13.7%

	運動部	文化部	不参加
R8 14 クラブ	40.6% 男 43.6% 女 37.8%	23.9% 男 10.6% 女 36.6%	35.5% 男 45.8% 女 25.7%
R7 9 クラブ	56.1% 男 64.3% 女 48.3%	22.1% 男 11.5% 女 32.2%	21.8% 男 24.3% 女 19.5%
R6 8 クラブ	60.5% 男 69.0% 女 52.2%	23.2% 男 13.5% 女 32.7%	16.3% 男 17.5% 女 15.1%

減

増

R8 地域クラブの状況

○東西中学校にある運動部13競技中

魚津市が認定する地域クラブは

- ・12競技14クラブがあり、市内生徒 241名(29.2%)が参加
- ・市が運営しているのは9競技10クラブ
スポーツ協会(うおづスポラ)が運営しているのは4競技4クラブ
いずれも認定地域クラブである
- ・14クラブのうち、休日のみの活動は 2クラブ
休日+平日の活動は12クラブ

○今年の新川地区大会(中体連の大会)には

地域クラブとして参加…剣道 サッカー バレー 卓球 バスケット

部活動として参加…柔道 ソフトテニス

地域クラブと部活動両方参加…陸上競技 バドミントン 野球(西部 今夏まで)

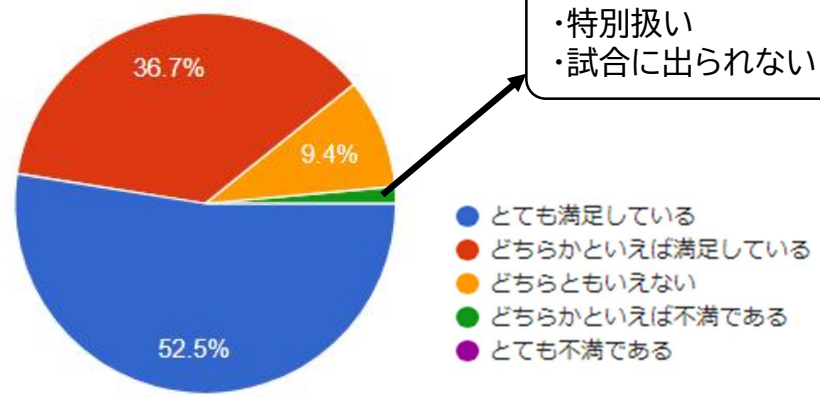
その他…ラグビー(中体連なし) 水泳(地区大会なし 県選は部活動)

ソフトボール(富山市地区大会に富山市の地域クラブとして参加)

部活動 活動状況一覧

番	競技名等	認定地域クラブ					部活動						備考
							西部中学校			東部中学校			
		クラブ名	大会参加	活動日	人数	1.2年人数	活動日	人数	1.2年人数	活動日	人数	1.2年人数	
1	ソフトテニス	魚津ソフトテニスクラブ		水 土	25	17	平日週3	男18 女13	男18 女10	平日週3	男25 女25	男11 女23	地域クラブ冬季…水のみ 西部 部活動指導員
2	バドミントン	魚津市バドミントクラブ		土	17	9	平日週2	男16 女35	男14 女26	平日週4	男21 女14	男12 女7	西部 スポーツエキスパート
		魚津ジュニアバドミントン	○	A…月 水 金 土 B…週2回	26	21							
3	バレーボール	ファンバレーボールトヤマ	○	競技型…月 水 日 生涯型…木 日	22(38)	15(24)	—	—	—	平日週3	17	14	地域クラブ 他市町16名
4	バスケットボール	魚津バスケットボールクラブ	○	土(火 水)	18	7	平日週3	男18	男9	平日週2	男8	0	地域クラブ 平日の活動 検討中
		ONE WEAST	○	火 金 土	20	16	平日週2	女13	女8	平日週2	女10	女6	
5	卓球	UOZU SUPOLA JTC	○	A…火 水 木 金 土 B…木 金	11	6	平日週1	5	0	平日週2	2	2	
6	野球	魚津B.C.	○	火 水 金 土	15	7	平日週1	16	3	—	—	—	西部 スポーツエキスパート 保護者クラブ 夏から部→地域クラブ
7	水泳	魚津スイミングクラブ		A …月 木 土 B …週1回	7	6	—	4	2	—	—	—	西部 特設部
8	サッカー	KSS.UOZU U-15	○	火 木 土	14	10	—	—	—	平日週1回	9	7	東部 スポーツエキスパート
9	ソフトボール	(岩瀬レッドレイルズ)	○				—	—	—	平日週2+休日	13	8	東部 部活動指導員
10	陸上競技	MT.SUPOLA	○	トップ 月 水 金 土 チャレンジ 金	40	28	平日週3	17	12	部としての活動なし	4	4	
11	柔道	魚津柔道クラブ		土	5	2	平日週3	1	1	平日週4	6	1	西部 部活動指導員
12	剣道	魚津剣道会	○	土(月 水)	10	10	平日週3	5	5	平日週1	6	6	
13	ラグビー	魚津ミラージュナイツRS	—	木 土	12	9	平日週2	7	6	平日週3	7	5	東部 スポーツエキスパート
14	吹奏楽	—	—	—	—	—	平日週3+休日	40	26	平日週3+休日	37	22	東西とも部活動指導員 R10地域クラブを目指す
15	美術	—	—	—	—	—	平日週3	25	15	平日週3	27	15	
16	茶道 生活	—	—	—	—	—	平日週2	19	12	平日週2	28	20	東西とも非常勤講師
17	コンピュータ パソコン	—	—	—	—	—	平日週2	12	8	平日週2	9	5	

活動に満足しているか

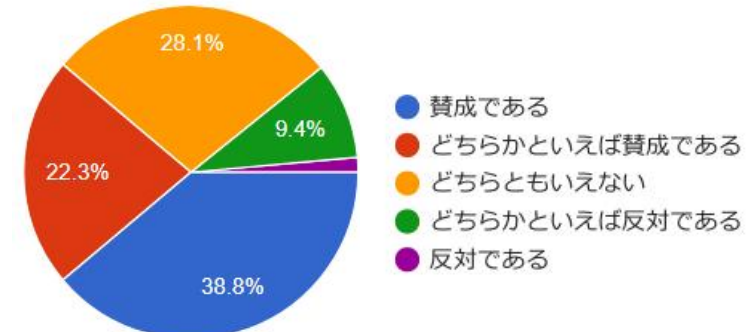


とても満足+どちらかといえば満足→約9割

市外の中학생より 魚津市のクラブに加入したのは

- ・レベルの高いチームで練習したい
- ・強いチームに行きたかった
- ・所属していたチームの人数が少なかったから
- ・近くにクラブがなかった
- ・他の中学校の友達と一緒に活動するため
- ・体験に行くととても楽しかった
- ・保育園からスポラに入っていた

平日の活動が学校の部活動から地域クラブ活動へ移行していくことについてどう思うか



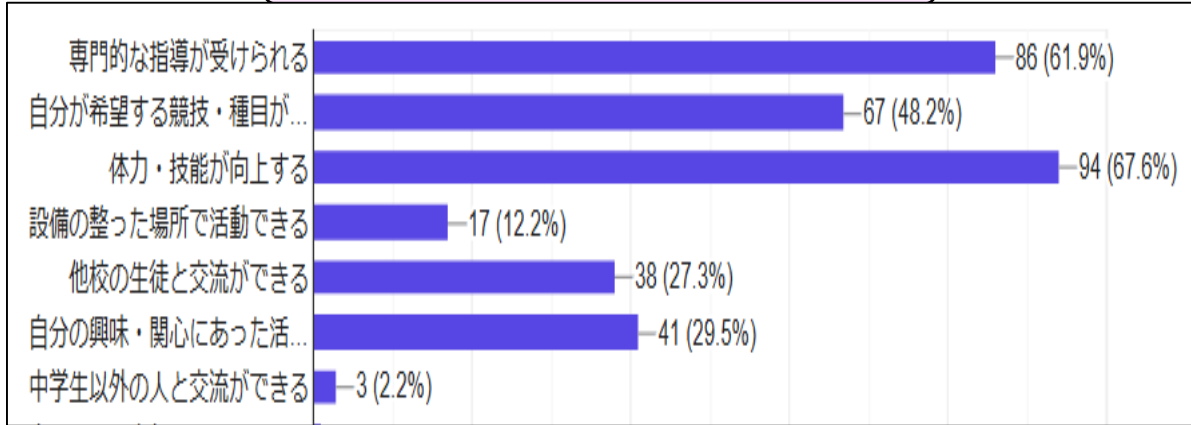
賛成+どちらかといえば賛成→約6割

○活動場所までの移動手段は
→ 保護者送迎 93% 自転車 45%
祖父母・親戚 14%

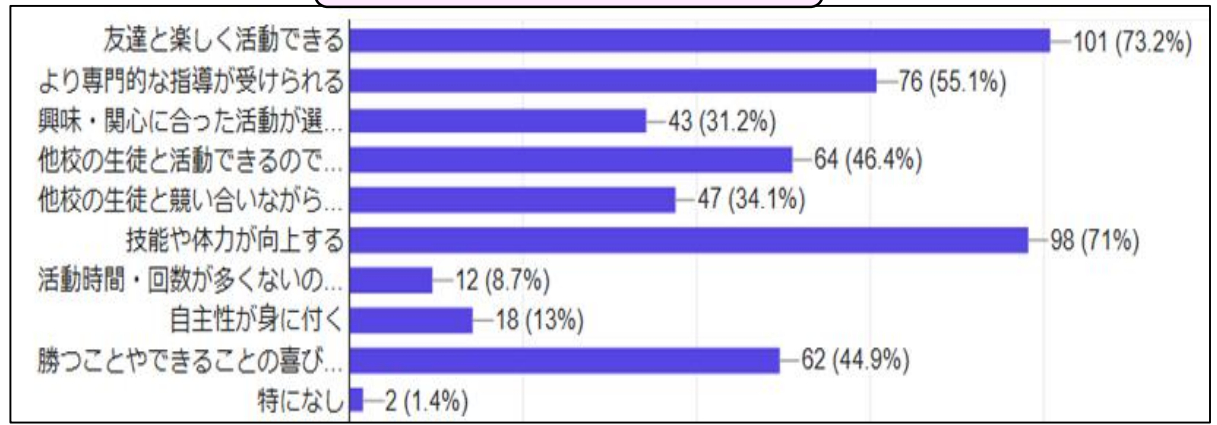
○参加を決めたのはだれの考えか
→ 自分 89% 親 42%
同じ部活動・クラブの友達 26%

○高校でも競技を
→ 続けたいと思う 58%
続けたいと思わない 11%

どんなことを期待して参加したか



参加してよかったことは



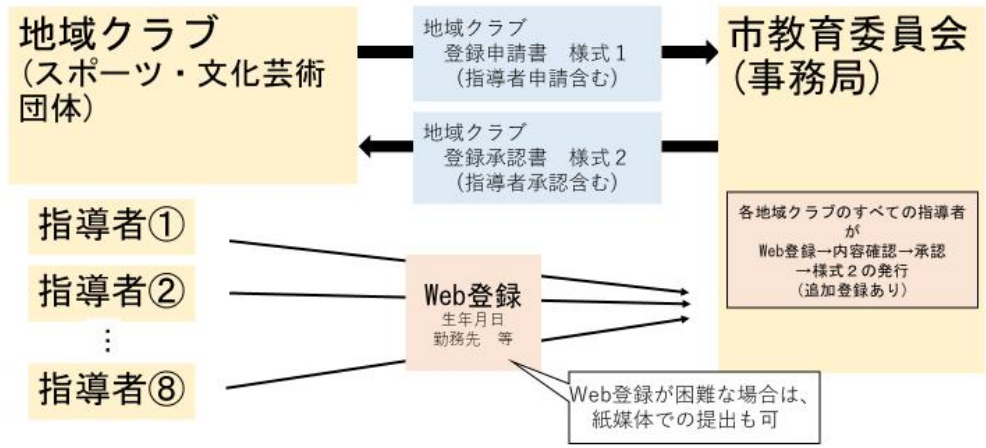
指導者について

※印…市運営のクラブ

登録※

協会等からの推薦 18歳以上
部活動指導員やエキスパートと兼務可

地域クラブ登録申請及び指導者登録の流れ



指導者数

クラブ名	東津ソフトテニスクラブ	東津市バドミントンクラブ	ファンバレーボールヤマ	東津バスケットボールクラブ	ONE WEAST	東津B.C.	KSS.UOZU U-15	東津柔道クラブ	東津剣道会	東津ミラージュナイフRS	小計	東津ジュニアバドミントン	MT.SUPOL A	東津スイミングクラブ	UOZU SUPOLA JTC	小計	合計
指導者数	9	8	8	5	4	3	7	6	14	6	70	5	6	3	4	18	88
うち教員		1		2	2		3	2	1	1	12					0	12

資格

指導者資格取得を推奨→補助 1/2又は10000円
スポーツ協会に申請 ※更新料や登録料は含まない

○指導者資格…JSPO公認スポーツ指導者
スタートコーチ コーチ1 2 など

研修

※審判資格や段位取得は対象外

○研修受講の原則
2年間で県教委主催の研修を受講
①コンプライアンス オンライン ②救命講習 年3回

謝金・交通費※

4か月ごとの実績報告 → 年3回支給予定

○謝金…1時間 1600円 実績簿30分単位で報告
練習 土日…3時間まで 平日…2時間まで
公式大会等の場合(中体連主催)…役員も含め5時間まで
研修・会議への参加…謝金・交通費支給(オンラインは謝金のみ)
○交通費…一律 1回 300円
県内への練習試合・大会等の交通費 上限 1200円と設定

資質向上の機会

R8保護者負担金について

※印…市運営のクラブ

【保険代】 年額800円

【参加費】 指導者謝金の一部に充当(登録費、消耗品費等はクラブごと徴収)

○参加費 週1回基本額1500円と設定

→ 週の活動頻度で設定

平日も活動する場合は事務局に連絡を
→参加費の変更 保護者への確認等

- ・週1回 (土日) …月1500円
- ・週2回 (土日+平日) …月2000円
- ・週3回程度(土日+平日) …月2500円

○支払い→原則年2回
市教委から納付書送付
→市の会計に

減免措置について R7実績 7名

R8 認定地域クラブ(市が運営するクラブ うおづスポラのクラブ)に
所属している生徒で魚津市の就学援助世帯に認定されている家庭
参加費の半額+保険代800円 を年度末に支給(上限を設定)

◎8月に案内 年度末に支給予定

学校における働き方改革

1月あたりの時間外在校等時間

○教諭等の平均

R8はさらに減少の見込み

R7	R6	R5	R4
34:34	44:12	54:21	58:23

減少が顕著だが、大会引率や役員等により、依然長時間勤務の教員も存在(例 6月の時間外勤務が90時間超)

1月あたりの休日の時間外在校等時間

○教諭等の平均

R7	R6	R5	R4
4:04	6:39	11:33	14:51

◎法改正により

「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定義務

→「魚津市働き方改革推進プラン」策定(R8.3)

方策の一つ→部活動の地域展開の推進

- ・地域クラブ活動推進計画
- ・8年度中に休日の運動部活動なし
- ・部活動の在り方を検討する協議会

国の数値目標

- ・R11までに時間外30時間程度に

学校では業務量管理・健康確保措置に関する内容を学校運営方針に位置付けることを義務付け

R8 年間スケジュール案

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全体計画	地域クラブ活動推進計画 地域クラブ認定制度 運用開始	県教委コンプラ研修	新川地区大会	生徒アンケート 県選手権大会 部活動協議会	準備委員会 北信越大会 第1回推進協議会	救命講習① 県地域展開担当者会議 (県ガイドライン)	保護者・指導者アンケート 新人大会 市推進計画改訂	R9予算検討 委託内容検討 児童アンケート	救命講習② 各クラブ次年度実施計画 部活動協議会	準備委員会 中学校入学説明会	第2回推進協議会 救命講習③	保護者説明会 地域クラブ申込み締め切り
スポーツ協会	新入生加入・保険手続き 名簿データをクラブへ②	地域クラブ加入人数等データ 広報活動		活動実績①集約 →データ入力 マルチスポーツ体験	謝金支払い① 案内文 振込手続き 推進協議会運営		マルチスポーツ体験	活動実績②集約 →データ入力	謝金支払い② 案内文 振込手続き	活動実績③集約 →データ入力	謝金支払い③ 案内文 振込手続き 推進協議会運営 保護者説明会打合せ	次年度新規指導者登録 活動実績④ 謝金支払い④(4月)
学校教育係	新入生向け手続き 依頼 (学校との連絡調整)		マルチスポーツアンケート	部活動協議会運営 生徒アンケート実施	推進協議会企画運営 保護者宛減免申請案内 教員の時間外勤務集計①	吹奏楽関係者との懇談①(文化係) 減免申請集約	(県教委中間報告 資料作成) 保護者・指導者アンケート実施	市予算検討 児童アンケート小学校依頼	部活動協議会運営	教員の時間外勤務集計②	学校HP依頼(協議会の内容等) 新入生向け地域クラブ説明会・資料作成 R8国事業報告書作成 提出	保護者説明会企画運営
スポーツ係	研修案内 スポ協へ委託金送付手続き 指導者データ送付→スポ協			救命講習案内 推進協議会準備	推進協議会企画運営 前期保護者負担金 納付書作成・送付①	前期保護者負担金締切①	(県教委中間報告)	市予算検討		後期保護者負担金 納付書作成・送付② 体育館、グラウンド等利用調整(夜間開放)	市HP掲載 R8国事業報告書作成 提出 減免対象者への振込 後期保護者負担金締切②	保護者説明会運営 R9補助金申請 R9スポ協委託契約 R8県教委報告会
中学校	○顧問決定 体育館等の利用調整担当者確認 ○部活動オリエンテーション 部結成	○部活動加入状況	新川地区大会	県選手権大会	北信越大会 全中大会		新川地区新人大会			○中学校入学説明会 地域クラブ 顧問懇談		○保護者説明会への参加(管理職 部担当)



課題への対応

1 地域展開・地域クラブの理解 周知 参加促進

昨年度からの取組み継続

- (1) 小学生向けアンケートの実施(11月) アンケートを通じた広報活動
- (2) 中学校入学説明会(1~2月)の場で説明 動画・パワポ チラシ配付
- ※ 保護者説明会(3月)の周知

クラブ独自の活動 体験会の開催 プレスリリース

2 マルチスポーツの取組み

スポーツ協会と学校との連携

3 生徒の移動・移送に係る安全確保

国通知の周知 市地域クラブ推進計画へポイント追記

4 こども性暴力防止法施行

法の理解・周知 研修や諸手続の整備

5 学校部活動の在り方

部活動協議会での検討

部活動を前提とした制度・手続き の見直し

- 大会旅費等 生徒への支援金の支出の在り方
- 競技役員 大会役員(中体連との連携)

地域クラブと学校との連携の在り方
→ 学習指導要領においても重視

Ⅱ 地域クラブ活動の在り方

3 地域クラブ活動の適切な運営

(3)生徒の安全・安心の確保

ウ 移動時の安全確保

- ・ 大会、練習試合等に伴う移動については、生徒の安全を最優先とし、実施主体は保護者等と連携しながら、安全な移動方法の確保に努めるものとする。
- ・ 移動手段については、活動場所や参加人数等の実情を踏まえ、法令を遵守するとともに、安全性に十分配慮して選定するものとする。
- ・ 現地集合等、保護者が送迎を行う場合は、移動経路や集合・解散場所、緊急時の連絡方法等について、あらかじめ関係者間で共有するよう努める。

Ⅲ 学校部活動の在り方

2 適切な指導・安全安心の確保

(3)移動時の安全確保

- ・ 大会、練習試合等に伴う移動については、生徒の安全を最優先とし、保護者等と連携しながら、安全な移動方法の確保に努めるものとする。
- ・ 移動手段については、活動場所や参加人数等の実情を踏まえ、法令を遵守するとともに、安全性に十分配慮して選定するものとする。
- ・ 無理のない移動計画(日程、行程、参加者、移動手段、緊急時の対応等)を立て、校長の事前承認を含む安全管理を徹底する。
- ・ 現地集合等、保護者等が送迎を行う場合は、移動経路や集合・解散場所、緊急時の連絡方法等について、あらかじめ関係者間で共有するよう努める。

部活動協議会での意見

- 多くは保護者移送・現地集合である。
- 「公共交通機関・貸し切りバスを使用すること」は実態に合わない。
 - ・費用が高額
 - ・移動コストが大幅に増えることで遠征の実施が困難に
- 以前はマイクロバスで移動していたが、事故後は「現地集合」が原則になった。
- 基本は、各家庭の責任での移動が原則という認識だが、「保護者乗り合わせ」は事故時の責任等不安が大きい。

「こども性暴力防止法」

2026年
12月25日
施行予定



がスタートします。

こどもに対する性暴力は、断じて許されるものではありません。

学校や保育所、学習塾など、こどもに対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められます。

事業者求められる取組

- ✓ 日頃から、こどもを性暴力から守る環境づくりを進めます。
- ✓ こどもと接する業務に就く人に、性犯罪前科の有無を確認します。
- ✓ 性暴力のおそれがある場合は、こどもと接する業務に就かせないようにします。



こどもまんなか
こども家庭庁

詳細は裏面および
こども家庭庁HPをご確認ください
国民の皆様向けの
動画やリーフレットを掲載しています



こどもまんなか
こども家庭庁

法律の対象は？

学校(幼稚園、小中高など)や認可保育所などは、公立・私立を問わず全ての施設や事業者が対象となります。
放課後児童クラブや学習塾といった事業者は、こども家庭庁に申請し、認定を受けた場合に法律の対象となります。

義務対象

・学校 ・認可保育所 ・認定こども園 ・児童養護施設 ・障害児施設 など

認定対象

・認可外保育施設 ・放課後児童クラブ ・学習塾 ・スポーツクラブ など



認定を受けた事業者は

こども家庭庁が
ウェブサイトを通じて公表

認定事業者マークを表示可能

こどもたちを性暴力から守るための取組

✓ 事業者において日頃から取り組むこと

性暴力を未然に防止する環境づくりを進めるとともに、早期発見のための仕組みを整えます。

- ・こどもの心身の状況の日常観察
- ・こどもへの面談・アンケート
- ・相談窓口の設置・周知
- ・従事者への研修
- など



✓ 性暴力の疑いがある場合にに取り組むこと

性暴力の疑いが生じた場合は、こどもの安全を守るとともに、調査などを行い、具体的な対策につなげます。

- ・こどもの保護・支援
- ・調査などの実施
- など



✓ 性犯罪を繰り返させないために取り組むこと

こどもと接する業務に就く人に特定性犯罪の前科がないかを確認します。

特定性犯罪の例 ※成人に対する性犯罪を含む

不同意わいせつ



痴漢



盗撮



など

対象業務 勤務形態に関わらず、教員や保育士など、こどもと継続的に接する従事者が確認対象となります。

必ず対象となる業務

学校 教員、スクールカウンセラー、部活動指導員
保育所 園長、保育士 など

実態を踏まえて対象とするか判断する業務

・事務職員 ・スクールバス運転手
・警備員 など

事業者は、こどもに対して性暴力などを行うおそれがあると判断する場合
こどもと接する業務に就かせないなどの対応



こどもに対する 性暴力の防止 についてできること 考えてみませんか？



こどもに対する性暴力は
断じて許されません。
こどもと接する現場で働く方々は、
2026年12月25日より
「こども性暴力防止法」に基づき、
性暴力防止のための
取り組みを行う必要があります。

こども
と接する
現場で働く
皆さまへ

「こども性暴力防止法」とは？

「こども性暴力防止法」は、学校や保育所、学習塾やスポーツクラブなど、
こどもに対して教育・保育などを提供する場での性暴力を防止するための制度です。
こうした施設・事業者には、従事者の性犯罪歴の有無の確認／相談窓口の設置／
性暴力の疑いが生じた際の調査／被害児童の保護・支援／従事者への研修が
求められます。

こどもまんが
こども家庭庁



「こども性暴力防止法」
について詳しくはこちら

性犯罪歴があると、性暴力のおそれがあるとの判断の下、こどもと接する業務に就くことができなくなります。

性暴力とは

個人の尊厳を著しく踏みにじる
重大な人権侵害であり、
犯罪になり得る行為です。

例えば…

着替え、トイレ、入浴をのぞかれた／抱きつかれた、キスされた／
服を脱がされた／水着で隠れる部分（プライバシーゾーン）を
触られた／下着姿や裸の写真・動画を撮られる、送るよう求める
など

こどもに対する性暴力の特性

相談の
しづらさ

発見の
しづらさ

深刻さ

- 他者や社会への信頼を失う
- 罪悪感や恥ずかしさ
- 心や体の成長への深刻な影響も

教育・保育現場の特性

支配性

継続性

閉鎖性

指導などを通じて
強い立場に立つ

業務の中で繰り返し
こどもと接する

保護者などの
目が届かない

不適切な行為とは？一緒に考えてみましょう



不適切な行為の例

- ・ こどもとSNS上で私的なやり取り
- ・ 私的な端末でこどもの写真を業務外の目的で撮影
- ・ こどもと二人きりで私的に会う など

POINT 1

「不適切な行為」とは、性暴力に該当しないが、
業務上必要とはいえず、継続・発展することで
性暴力につながる可能性のある行為です。

どのような行為が「不適切な行為」に当たるかは、事業内容やこどもの発達
段階・特性などによって異なり、事業者ごとにその範囲を定めることになります。

POINT 2

性暴力を未然に防ぐために。

「不適切な行為」の段階で対処することで、こどもとの適切な距離感が
失われることを防ぎ、性暴力からこどもたちをまもりましょう。

POINT 3

日頃から話し合しましょう。

日々の振り返りなどを通じて、日頃から「不適切な行為」の範囲について
話し合って共通認識を持ち、行動の変化につなげていきましょう。

未然防止・早期発見のための取り組み

☑ こどもの日常観察

☑ 相談窓口の設置・周知

☑ 面談・アンケート実施

☑ 性暴力が疑われる場合の報告

「性暴力はどこでも
起こる可能性がある」
との意識を持って、未然防止や
早期発見に努めましょう。



皆さま一人ひとりの
ご協力をお願いします



「こまろうマーク」は、
こどもが安心して過ごせる環境の印です。
こども性暴力防止法に基づき、性暴力防止に
取り組む事業者が付けることができます。

こどもまんが
こども家庭庁

「こども性暴力防止法」
について詳しくはこちら



対象事業者に求められる性暴力を防ぐための取組について

事業者は、**法律で定められた性暴力を防ぐための取組（安全確保措置）**を実施する必要があります。



日頃から取り組むこと

- ・ 事業者・業界ごとに「性暴力」や「不適切な行為」に当たる行為を決める。
- ・ いちはやく異変に気づくことができるような仕組みを整える（例：**面談やアンケート**）。
- ・ こどもたちが性暴力について**相談しやすい仕組み**を整える。
- ・ こどもと接する仕事に就く人たち（先生など）は性暴力を防ぐための**研修**を受ける。

性暴力が起こった場合に取り組むこと

- ・ こどもたちの人権を大切にし、心を傷つけないように**調査（聴き取りなど）**を行う。
- ・ こどもたちが安心して教育や保育を受けられるように**保護・支援**を行う。

性犯罪を繰り返させないために取り組むこと

- ・ こどもと接する仕事に就く人が、**過去に性犯罪を犯していないかの確認（犯罪事実確認）**を行う。
- ・ 過去に性犯罪を犯していた場合や、調査から性加害を行っていたことが分かった場合等には、性暴力のおそれがあるとの判断の下、**こどもに接する業務に就かせない（防止措置）**。